

事 務 連 絡  
平成30年6月15日  
平成30年7月26日改訂  
平成30年10月2日改訂  
令和3年6月16日改訂

市区町村担当課室 御中

中 小 企 業 庁

## 中小企業等経営強化法における先端設備等導入計画の運用に係る実施要領

令和3年6月16日に改正された「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に基づき、「中小企業等経営強化法施行規則」（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」（平成17年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）が整備されました。

法第四章の運用については、法、施行規則、基本方針に定めるほか、具体的な手続関係等については、本実施要領を参照しつつ実施されるようご協力をお願いします。

なお、本実施要領については、全国の市区町村における一般的な事務の参考として示したものであり、同意を受けた導入促進基本計画（以下「同意導入促進基本計画」という。）の内容及び市区町村の判断により運用が異なる場合がありますのでご留意下さい。本実施要領が市区町村の円滑な執務の一助となれば幸いです。

### 第1 先端設備等導入計画の認定手続

#### （1）先端設備等導入計画の提出と工業会証明書の提出が同時の場合

##### 【確認すべき書類】

- ① 申請書（施行規則様式第二十二）
- ② 認定経営革新等支援機関の事前確認書（以下「確認書」という。）（施行規則第26条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）
- ③ 工業会証明書の写し（施行規則第26条第3項の「第26条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）

##### 【運用】

一 市区町村は、中小企業者から法第52条による先端設備等導入計画の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、先端設備等導入計画が法第52条第4項各号に適合するものであると認めるときは、参考様式第1を先端設備等導入計画の申請書の写しとともに袋綴じ（テープでの接着等、認定書と申請書の写しが一体であることが分かる方法であれば可。以下同じ。）し、申請者に交付する。

また、認定しないこととしたときは、参考様式第2に認定しない理由を記し、申請者に交付する。

二 申請書中「宛名」は官職名のみの記載でも足りることとし、「(備考)」及び「(記載要領)」は省略して提出して差し支えないこととする。

三 申請書中「1 名称等」の、「資本金又は出資の額」及び「常時使用する従業員の数」について、法の定める中小企業者の要件に該当するか確認を行う。その際の業種判断については「主たる業種」で確認する。

四 申請書中「4 先端設備等導入の内容(2)先端設備等の導入による労働生産性向上の目標」には、労働生産性向上の目標が同意導入促進基本計画で定められた基準以上であることを確認するとともに、確認書が添付されていることを確認すること。

五 申請書中「4 先端設備等導入の内容(3)先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第2項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に合致しているかについて確認する。また、施行規則第7条第2項に掲げる要件については、工業会証明書が添付されていることを確認するとともに、設備等の名称／型式、工業会証明書の文書番号等が申請書の記載と一致することを確認すること。

六 先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

七 施行規則第26条第5項に規定する書類の提出を申請者に求める場合には、先端設備等導入計画の申請者は中小企業者であることや、補助金制度等との趣旨の違いを考慮し、同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要なものを精査し、最小限の範囲とすること。

(2) 先端設備等導入計画の提出と工業会証明書の提出が同時の場合(リース契約の場合)

【確認すべき書類】

① 申請書(施行規則様式第二十二)

② 確認書(施行規則第26条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」)

- ③ 工業会証明書の写し（施行規則第26条第3項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）
- ④ リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

**【運用】**

- 一 （1）先端設備等導入計画の提出と工業会証明書の提出が同時の場合の運用一から五及び七と同じ。
- 二 地方税法附則第64条に基づく固定資産税の課税標準の特例の対象となる設備を所有権移転外リースにて取得する場合又はリース会社が納税する所有権移転リースにて取得する場合には、申請書にリース契約見積書と公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写しが添付されていることを確認すること。
- 三 リース契約に基づく先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

- (3) 先端設備等導入計画の提出時に工業会証明書が提出されない場合  
（補助金の交付決定との関連や、工業会等の事務集中等のやむを得ない理由により証明書が取得できない場合。）

**【確認すべき書類】**

- ① 申請書（施行規則様式第二十二）
- ② 確認書（施行規則第26条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）

**【認定後に追加提出の必要がある書類】**

- ① 誓約書（施行規則様式第二十三）
- ② 工業会証明書の写し（施行規則第26条第3項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）  
※施行規則第7条第2項に該当する先端設備等を取得する場合に限る。

**【運用】**

- 一 （1）先端設備等導入計画の提出と工業会証明書の提出が同時の場合の運用一から七と同じ。
- 二 申請書中「4 先端設備等導入の内容（3）先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第1項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に合致しているかについて確認する。

三 工業会証明書が添付されていない場合には、申請者に施行規則第7条第2項に該当する設備を取得する意向があるか確認する。申請者が同設備を取得する意向がある場合には、工業会証明書の取得後、速やかに誓約書とともに工業会証明書を追加提出するよう要請する。

四 申請者から誓約書及び工業会証明書の追加提出があった場合には、工業会証明書に記載されている設備等の名称／型式、工業会証明書の文書番号等が誓約書の記載と一致することを確認することともに、誓約書に記載されている先端設備等の種類及び導入時期等が申請書に記載されているものと同じか確認する。

(4) 先端設備等導入計画の提出時に工業会証明書が提出されない場合  
(補助金の交付決定との関連や、工業会等の事務集中等のやむを得ない理由により証明書が取得できない場合。かつ、リース契約の場合。)

**【確認すべき書類】**

- ① 申請書（施行規則様式第二十二）
- ② 確認書（施行規則第26条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）
- ③ リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

**【認定後に追加提出の必要がある書類】**

- ① 誓約書（施行規則様式第四）
- ② 工業会証明書の写し（施行規則第26条第3項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）  
※施行規則第7条第2項に該当する先端設備等を取得する場合に限る。

**【運用】**

- 一 （1）先端設備等導入計画の提出と工業会証明書の提出が同時の場合の運用一から四及び七と同じ。
- 二 申請書中「4 先端設備等導入の内容（3）先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第1項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に合致しているかについて確認する。
- 三 工業会証明書が添付されていない場合には、申請者に施行規則第7条第2項に該当する設備を取得する意向があるか確認する。申請者が同設備を取得する意向がある場合には、工業会証明書の取得後、速やかに誓約書とともに工業会証明書を追加提出するよう要請する。

四 申請者から誓約書及び工業会証明書の追加提出があった場合には、工業会証明書に記載されている設備等の名称／型式、工業会証明書の文書番号等が誓約書の記載と一致することを確認することともに、誓約書に記載されている先端設備等の種類及び導入時期等が申請書に記載されているものと同じか確認する。

五 リース契約に基づく先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

(5) 先端設備等導入計画の提出時に工業会証明書が提出されない場合  
(施行規則第1条第2項に該当する先端設備等が計画に含まれず、工業会証明書の提出が不要の場合。)

**【確認すべき書類】**

- ① 申請書（施行規則様式第二十二）
- ② 確認書（施行規則第26条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）

**【運用】**

一 (1) 先端設備等導入計画の提出と工業会証明書の提出が同時の場合の運用一から四、六及び七と同じ。

二 申請書中「4 先端設備等導入の内容 (3) 先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第1項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に合致しているかについて確認する。

(6) 先端設備等導入計画の提出時に工業会証明書が提出されない場合  
(施行規則第7条第2項に該当する先端設備等が計画に含まれず、工業会証明書の提出が不要の場合。かつ、リース契約の場合。)

**【確認すべき書類】**

- ① 申請書（施行規則様式第二十二）
- ② 確認書（施行規則第26条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）

**【運用】**

一 (1) 先端設備等導入計画の提出と工業会証明書の提出が同時の場合の運用一から四及び七と同じ。

二 申請書中「4 先端設備等導入の内容 (3) 先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第1項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に合致しているかについて確認する。

- 三 リース契約に基づく先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

## 第2 先端設備等導入計画の変更に係る認定手続

- 一 法人の代表者の交代、先端設備等の金額の若干の変更、資金調達額の若干の変更等、法第52条第4項の認定基準に照らし、認定を受けた先端設備等導入計画（以下「認定先端設備等導入計画」という。）の趣旨が変わらないような軽微な変更は、法第53条第1項の変更とはみなさないものとする。

※「計画の変更」とは、計画の認定を受けた事業者が計画の進捗状況や市場の状況等を踏まえて一定の目的を持って行うものである。一方、上記の軽微な変更はそのような意図は薄いと考えられることから、「計画の変更」そのものに該当しないと判断される。例えば、法人の代表者の交代、導入予定設備の単価の増減やそれに伴う資金調達額の若干の減少等は、事業者が一定の目的を持って行うものではなく、計画を遂行していく過程で結果として生じたものであり、また認定要件にも関係しないものがあるため、「計画の変更」には該当しない。

- 二 認定先端設備等導入計画を変更した場合における事業の実施期間については、変更した時点から新たに計画が始まるのではなく、変更前の当該計画を実施した期間を含めて、認定先端設備等導入計画に定めた期間内（最大5年間）とする。

- 三 施行規則第27条第2項の「事業の実施状況を記載した書類」が添付されているかを確認すること。当該書類については様式自由。なお、様式第25の「1 変更事項」及び「2 変更事項の内容」に関する記載も含め別添資料を作成し、まとめて記載することも可能とする。（参考様式3を参照。）

- 四 市区町村長は、法第53条第1項による認定先端設備等導入計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更後の先端設備等導入計画が法第52条第4項の認定基準に該当するものであると認めるときは、参考様式第4を先端設備等導入計画の変更申請書の写しとともに袋綴じし、申請者に交付する。

また、認定しないこととしたときは、参考様式5に認定しない理由を記し、申請者に交付する。

## 第3 先端設備等導入計画の認定の取消手続

市区町村長は、認定先端設備等導入計画に基づく生産性向上のための事業が行われていないと認めるときは、当該認定を受けた計画の代表者について、行政手続法第15条から第26条までの規定に基づき意見陳述のための聴聞の手続を行い、認定を取り消す必要がある場合には、参考様式6に認定を取り消す理由を記したうえで、当該認定を受けた中小企業者に交付する。認定を取り消した場合は、法第53条第5項に基づき、参考様式第7により所轄の経済産業局長に通知する。なお、認定先端設備等導入計

画において、地方税法に基づく固定資産税の課税標準の特例の対象となる先端設備等の記載がある場合には、認定を取り消した旨、市町村税務部局（東京23区の場合は東京都）に書面等により情報共有を行う。

#### 第4 標準処理期間

先端設備等導入計画の認定及び変更の手續に係る標準処理期間は、30日を参考に市区町村において定めることとする。

#### 第5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- 一 国及び市区町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市区町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。
- 二 市区町村は、認定に当たっては、指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。また、市区町村が、認定その他の手續に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることは可能とする。

#### 第6 指導及び助言

- 一 市区町村長は、中小企業者の利便に資するため、法の施行に際し担当窓口を設ける等、法の運用を担当する部署を定め、所轄の経済産業局や都道府県、近隣市区町村等の関係者と連携し説明会を開催する等、法の周知徹底に努める。
- 二 市区町村長は、先端設備等導入計画が的確に実施されるよう、必要に応じて次に掲げる指導及び助言を行う。
  1. 先端設備等導入計画に係る手續及び支援策を紹介すること。
  2. 先端設備等導入計画の認定により、税制の特例措置を受けることを期待する中小企業者に対しては、先端設備等導入計画の認定の判断と税制措置適用の判断は別個のものであり、地方税法に定める要件も満たす必要がある旨を明確に説明すること。
- 三 市区町村長は、認定先端設備等導入計画の遂行上、支障が生じていることを認める場合においては、中小企業者に対して計画内容、実施方法について計画変更を含め、再検討を促す。

## 第7 調査等

国及び市区町村長は、指針に基づき同意導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握する。また、市区町村は先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。

## 第8 報告等

一 市区町村長は、先端設備等導入計画の認定をした場合及び先端設備等導入計画の変更に係る認定をした場合は、法第52条第5項（法第53条第5項において準用する場合を含む。）に基づき、経済産業大臣に対し、遅滞なく、下記事項等について通知することとする。

1. 先端設備等導入計画の認定件数（変更認定を含む）
2. 認定先端設備等導入計画に記載された先端設備等の価額・数量の合計（変更認定を含む）

二 市区町村長は、法第70条第5項の規定に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者に対して、認定先端設備等導入計画の実施状況に関する調査を行うことができる。

三 経済産業大臣は、法第71条第5項の規定に基づき市区町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。具体的には、上記一に掲げた項目等について報告を受け、政策評価を行うよう努めることとする。

また、経済産業大臣は、必要に応じ、市区町村に対して、その他認定先端設備等導入計画の執行状況に関する報告について、協力を求めることができる。

(参考様式1)

番 号  
年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市区町村長 〇〇 〇〇

### 先端設備等導入計画に係る認定について

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき認定する。

(参考様式第2)

番 号  
年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市区町村長 〇〇 〇〇

### 先端設備等導入計画に係る不認定について

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

### 記

不認定の理由

(参考様式3)

別 添

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

〒0000-0000

〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3

株式会社〇〇製作所

代表取締役 〇〇 〇〇

1. 事業の実施状況について

2. 先端設備等導入計画の変更について

(1) 変更事項

(2) 変更事項の内容

(参考様式4)

番 号  
年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市区町村長 〇〇 〇〇

#### 先端設備等導入計画の変更に係る認定について

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第5項において準用する法第52条第4項の規定に基づき認定する。

(参考様式5)

番 号  
年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市区町村長 〇〇 〇〇

先端設備等導入計画の変更に係る不認定について

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

(参考様式第6)

番 号  
年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市区町村長 〇〇 〇〇

### 先端設備等導入計画に係る認定の取消しについて

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定をした先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第2項、第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消す。

#### 記

認定を取消す理由

(参考様式第7)

番 号  
年 月 日

〇〇経済産業局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市区町村長 〇〇 〇〇

先端設備等導入計画に係る認定の取消しについて

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を取り消した先端設備等導入計画について、下記のとおり通知する。

記

1. 事業者の氏名又は名称
2. 法人番号
3. 計画認定日
4. 認定を取り消した理由
5. その他必要な事項